次緊急輸送道路にそれぞれ指定されており、災害発生時において緊急輸送活動を担う重要な路線にも位置づけられている。また、本路線は、鉄道施設の存在しない北山村内における唯一の幹線道路であることから、村営バスの運行経路であるなど住民の日常生活はもとより、熊野地域のへき地医療を支える拠点的な役割を果たしている新宮市立医療センターへのアクセス道路として住民生活にとって重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、山地が一級河川新宮川水系北山川に迫る狭隘な段丘崖部を通過しているため、車道部の最小幅員が3.7mであり、現道の約8割の区間の車道部幅員が6.5mに満たない狭小な道路であることに加え、曲線半径が60m未満の線形不良箇所が5箇所存在することから車両の離合が困難であるなど車両の安全かつ円滑な通行に支障を来たしており、主要幹線道路としての機能が損なわれている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な2車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第4級の規格に基づき、現道拡幅方式により2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、著しい屈曲部を除き概ね現道拡幅方式により整備する案（以下「申請案」という。）のほか、起終点部を除き概ねトンネル方式により整備する案及び線形を考慮して現道拡幅方式とバイパス方式を併用して整備する案の3案について検討が行われている。

申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、現道を有効に利用することから地域の土地利用に及ぼす影響が小さいこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、主要幹線道路であるにもかかわらず、幅員が狭小で線形不良箇所の存在することにより車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、和歌山県町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県東牟婁郡北山村役場

○中国地方整備局告示第八十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人島根県建築住宅センター

○九州地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十八日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　福間都市計画道路事業三・四・十七号福間駅松原線

三　事業施行期間　自平成二十四年五月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県福津市中央三丁目及び六丁目地内

使用の部分　福岡県福津市中央六丁目地内

○北海道開発局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十八日　北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道留萌郡小平町字鬼鹿広富三五番一から同町字鬼鹿広富七番まで	前	二〇・〇〇～二二・一一メートル	四・一キロメートル
	後	二〇・〇〇～二九・九二メートル	〇・二一

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

(二)(1)　役員の氏名の変更

変更前	内田　弘、角田　幸雄
変更後	波多野　修、矢野　敏明

(2)　変更年月日

平成二十四年四月十七日

○中国地方整備局告示第八十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社広島県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	森山　敏行
変更後	天野　成幸

(2)　変更年月日

平成二十四年五月二十二日